

大田区立障がい者総合サポートセンター 短期入所（B棟2階、3階）

サービス案内

～はじめてご利用をお考えの方へ～

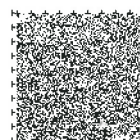


お問い合わせ先

大田区立障がい者総合サポートセンター B棟短期入所

住 所 143-0024 東京都大田区中央 4-30-11

電話番号 03-6429-8523



短期入所サービスのご案内

区立施設としては 23 区で初めて、有床診療所を活用した医療的ケアのある方を含む重症心身障がい児（者）、又はそれに準ずる方を対象とした短期入所サービスを、平成 31 年 4 月から開始しました。

短期入所をご利用の方は、事前にセンター内の診療所で予約のうえ診察をしていただき、利用登録が必要になります。

1 対象者

重症心身障がい児（者）、又はそれに準ずる方（※）

※準ずる方とは、常時車椅子等を利用し自力歩行が困難な方等

2 利用までの流れ



① 受付・予約

短期入所サービスをご利用の前に、センター B 棟内にある「さぽーとぴあ診療所」での診察が必要になります。まずは、下記の番号へ連絡し、診察の予約をしてください。

電話番号：03-6429-8523

受付時間：(午前 9 時から午後 5 時まで)

◆ 診察のための資料準備 ◆

診察の予約後、診察に必要な資料を準備してもらいます。準備ができ次第、窓口を持参いただくか、郵送等でお送りください。(詳細は電話にてお伝えします。)

準備書類例…問診票、診療情報提供書等

② 診察

診察日の当日は、診察に必要な保険証等を持参し、センター B 棟 1 階にある受付窓口までお越しください。

③ 登録 (利用可の場合)

診察の結果、登録が可能と判断した利用者には、利用登録を行います。

※ご利用者の心身の状態によっては、センターでの受け入れが難しいと判断し登録をお断りする場合がございます。ご了承ください。

・ 契約の締結

利用者、保護者又は代理人とセンターとの間で、短期入所サービスのご利用に関する契約をします。必要な書類、印鑑等をご持参ください。

◆ 入所手続き ◆

(1) 利用申請書の提出

別添の利用申請書に記載のうえ、ご利用日の前々月の 1 日から 10 日までに窓口を持参いただくか、郵送等でお送りください。なお、入所期間は原則 4 泊 5 日以内でのご利用になります。

(2) 入所の可否のご連絡

利用申請書の提出後、センターにて入所日の調整をします。入所日が決まりましたら、電話にてご連絡します。その後、郵送にて入所に必要な書類を送付します。

※入所定員に空きがない場合やご利用者の状態によっては、入所をお断りする場合がございます。ご了承ください。

④ 日中利用

契約後、初回の利用者には、日中のみの利用をしてもらいます。

(初回の利用は、平日の昼間の時間帯に保護者に同伴してもらい、ご利用いただけます。)

⑤ 本利用

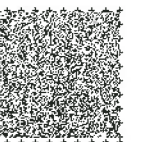
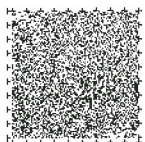
入所日は、事前に送付した書類と利用者の必要な持ち物を持参してください。

(1) 入所受付時間

入所日当日は、指定した時間にセンター B 棟 1 階にある受付窓口までお越しください。

3 その他

利用手続き、必要な持ち物、注意事項などは、「ご利用案内」でご確認ください。また、利用登録済みで再度、ご利用いただく場合は、お問い合わせ先にご確認ください。



大田区立障がい者総合サポートセンターへアクセス

案内図



住所：〒143-0024 大田区中央4丁目30番11号

